

〈国民健康保険税の課税区分の変更、 税率、課税限度額の改定などを行います〉

6月15日号の広報でご案内したとおり、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化による医療費の増大など、国民健康保険の財政状況は年々厳しくなっております。

平成19年度までの国民健康保険税の各税率などにつきまして、基礎課税額（医療分）については平成11年度から9年間、介護納付金課税額（介護分）については、平成12年度の税区分の新設以来8年間据え置いてまいりました。

このようななかで基金の取り崩しなどにより、今までなんとか収支のバランスをとってきましたが、平成20年度においては現在の税率では大幅な歳入不足が見込まれ、増加する医療費などをまかなう財源が十分確保できない状況に追い込まれています。

この状況を改善し、高浜市の国民健康保険を持続可能なものとしていくために、最低でも向こう3年間は同じ税率で運営できるように、このたび税率を改定いたします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆税率はどう変わるの？

◎後期高齢者支援金分が追加されます。

現在の医療分、介護分に加えて、後期高齢者医療制度への支援金分が追加されます。

◎税率が変わります。

所得割、資産割、均等割、平等割がそれぞれ変更されます。

◎課税限度額を引き上げます。

国の基準の改正により、課税限度額（国保税の上限額）が改定されます。

【平成20年度国民健康保険税率 改定表】

		現 行	改定後	比 較
医療保険分	所得割	5.8%	5.5%	0.3%減
	資産割	26%	20%	6%減
	均等割	23,400円	23,400円	0円
	平等割	22,200円	22,800円	600円増
	限度額	53万円	47万円	6万円減
後期高齢者 支援金分 (新 設)	所得割	—	1.8%	1.8%増
	資産割	—	5%	5%増
	均等割	—	7,200円	7,200円増
	平等割	—	6,600円	6,600円増
	限度額	—	12万円	12万円増
介護保険分	所得割	0.69%	1.4%	0.71%増
	資産割	3.5%	3%	0.5%減
	均等割	5,200円	9,600円	4,400円増
	平等割	3,300円	7,800円	4,500円増
	限度額	8万円	9万円	1万円増
合 計	所得割	6.49%	8.7%	2.21%増
	資産割	29.5%	28%	1.5%減
	均等割	28,600円	40,200円	11,600円増
	平等割	25,500円	37,200円	11,700円増
	限度額	61万円	68万円	7万円増